

ヘーゲルの刑罰論における和解概念の変容

市川諒太（同志社大学）

本発表の主題は、「キリスト教の精神とその運命」（1798年から99年、ないし1800年）及び『精神現象学』（1807年）「悟性」章における犯罪と刑罰の概念に注目することを通して、『精神現象学』「悟性」章の内に発展した和解概念を読み込むことである。

ヘーゲル哲学の最初の大きな転回点は1800年に位置づけられる。この前後でイエスの思想を模範とした神学的な立場から、絶対者についての認識を目指す思弁的な立場へと、ヘーゲルは態度を急激に変えている。しかし、この大きな態度変更の中で、特にフランクフルト期（1797年から1800年）の主要文献「キリスト教の精神とその運命」とイェナ期（1801年から1807年）の主要文献『精神現象学』「悟性」章には共通するモチーフが三つある。一つ目は「生」の思想であり、「悟性」章では無限性という概念の姿をとっても現れてくる。二つ目は、カント的な思想に対する批判である。最後に三つ目は犯罪と刑罰の問題である。以上三つの共通点が見られながらも、特に三つ目の問題に注目して「キリスト教の精神とその運命」と『精神現象学』「悟性」章とを比較検討する研究は今までほとんど行われていなかった。しかし、そのどちらの文献においても犯罪と刑罰の問題は、対立をいかに和解の内で統一へと導くかという問題と深く関わっている。したがって本発表では、ヘーゲルの時期の異なる関連文献の比較検討を通して、ヘーゲルの犯罪と刑罰に対する見解の発展を辿りながら、初期ヘーゲルの和解概念の変容を明らかにする。そうすることで、『精神現象学』「悟性」章における刑罰論が持つ積極的な意義を和解概念の発展に重ねて読み込み、そこに排除の論理から受容の論理への移行が隠されていることを考察することができよう。

論述の手順として、まず第一節では、「キリスト教の精神とその運命」に取り組むのに先立って、ベルン期（1793年から1796年）の「民族宗教とキリスト教」（1794年）及び「キリスト教の実定性」（初稿は1796年）を参照しつつ、ヘーゲルが元々有していた「カント主義」について説明し、そこでの法の否定的な位置づけを捉える。次に第二節では、そのカントに対するヘーゲルの評価の変更に伴って、「キリスト教の精神とその運命」における犯罪と刑罰の「対立」を検討し、その対立及びその対立との和解が抱える限界を明確にする。最後に第三節では、『精神現象学』「悟性」章において、犯罪と刑罰の対立が対立を自ら解消する交替運動へと発展を遂げたことを明らかにし、その転換を和解概念の変容として考察する。